

航空自衛隊仕様書			
仕様書の 種 類	内 容 に よ る 分 類	装 備 品 等 仕 様 書	
	性 質 に よ る 分 類	共 通 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又 は 件 名	車両等共通仕様書	C&LPS-V00008-23	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作 成	昭和49年 3月25日
		改 正	令和 4年 4月 1日
			令和 6年 3月27日
		作成部隊等名	補 給 本 部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊で使用する車両等の調達に適用する共通事項について規定する。

なお、この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容とが相違する場合は、個別仕様書に規定する内容が優先する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2，JIS D 0101，JIS D 0102，JIS D 0104，JIS D 0105，JIS D 0106及びJIS D 0111によるほか、次による。

1.2.1

車両等

J. T. O. 00-10-9の第1-1表“航空自衛隊装備車両一覧表”（以下，“装備車両等一覧表”という。）による車両（新規に調達して、装備車両等一覧表に追加しようとするものを含む。）

1.2.2

互換性

全く同等の性能、耐久性を発揮することが可能である機能及び構造を有し、改修又は他の品目を組み合わせることなく相互に交換使用が可能な特性

品 名	車両等共通仕様書
-----	----------

1.2.3

取扱説明書等

会社刊行技術資料，社内編集企画により作成する技術資料及びカタログを総称したもので，調達する装備品等の性能諸元，取扱操作，整備書又は修理書，電気配線図及び部品目録を含む内容を邦文で詳述した印刷物又は電子媒体（CD又はDVD）

1.2.4

装備品等不具合報告（UR）

装備品等が，一般的に不完全な状況及び危険を蔵している状況にあると認められる場合又は故障，若しくは欠陥を生起し，他の同種の器材についても同様の欠陥を生ずる恐れがあると認められる場合，その事実を発見した部隊及び機関の長等が補給本部長等に対し注意を喚起し，あるいは，改善措置を要求する報告書

1.2.5

附属品

車載する附属用具及び附属資料等で，車両等の機能の発揮に直接関与しない添付品

1.2.6

予備品

車両等に使用している部品で，修理等の場合に交換するために添付してある部品

1.2.7

車両法適用車両

車両等のうち，道路運送車両法（以下，“車両法”という。）の適用を受けるもの

1.2.8

車両法適用除外指定の車両

車両等のうち，自衛隊の使用する自動車に関する訓令（以下，“訓令”という。）の適用を受けるもの

1.2.9

その他の車両等

車両等のうち，走行器材類に該当するもの

1.2.10

救急車等

救急車，救急車（4×4）及び高規格救急車

1.2.11

クレーン車等

レッカ車，爆弾作業車，ホイールクレーン10t，ホイールクレーン20t（航空機救難用）及び100tオールテレーンクレーン等のクレーン車

品 名	車両等共通仕様書
-----	----------

1.2.12

リコール等

車両法を適用して納入された車両について、その構造、装置又は性能が道路運送車両の保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態となった場合において、リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）の別添“リコールの届出等に関する取扱要領”に基づき行われるリコール、改善対策及びサービスキャンペーン（訓令を適用する車両を納入した場合に、これに準じて行われるものを含む。）

1.2.13

F A I N E S

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会が運営するインターネットを活用した整備情報提供システム

1.3 引用文書等

- a) 引用文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

1) 規格

J I S D 0 1 0 1	自動車の種類に関する用語
J I S D 0 1 0 2	自動車用語－自動車の寸法、質量、荷重及び性能
J I S D 0 1 0 4	自動車の主要装置用語
J I S D 0 1 0 5	トラックの普通荷台に関する用語
J I S D 0 1 0 6	自動車－ブレーキ用語－種類、力学及び現象
J I S D 0 1 1 1	自動車懸架装置用語
J I S G 3 3 0 3	ぶりき及びぶりき原板
N D S Z 8 0 1 1	角形銘板
N D S Z 8 2 0 1	標準色

2) 仕様書

C & L P S - Y 0 0 0 0 7 調達品等一般共通仕様書

3) 法令等

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）

品 名	車両等共通仕様書
-----	----------

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）
 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）
 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
 （平成12年法律第100号）
 クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）
 移動式クレーン構造規格（平成7年労働省告示第135号）
 救急業務実施基準（昭和39年自消甲教発第6号）
 消防法（昭和23年法律第186号）
 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）
 自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）
 自衛隊の使用する自動車の番号、標識及び保安検査に関する達
 （昭和45年陸上自衛隊達第95－3号）
 自衛隊の使用する自動車の保安基準等について（通達）
 （防経艦第6002号 平成27年4月24日）
 自動車型式認証実施要領について（依命通達）
 （自審第1252号 平成10年11月12日）
 リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）
 （自審第1530号 平成6年12月1日）
 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）
 （防装庁（事）第137号 令和4年3月31日）

4) その他

J. T. O. 00－10－9 航空自衛隊車両等整備基準
 J. T. O. 00－25－172 航空機のグラウンド・サービス及び静電気接地
 とボンディング
 J. T. O. 36－1－3 車両等の塗装及び標識

b) 関連文書

自動車重量税法（昭和46年法律第89号）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求

2.1.1 法令等

車両等は、道路運送車両の保安基準又は自衛隊の使用する自動車の保安基準等について（通達）の保安基準を適用若しくは準用する。また、個別仕様書において指定する場合を除き、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条第1項に規定する

品 名	車両等共通仕様書
-----	----------

基本方針及び第7条第1項に規定する方針に適合しなければならない。

なお、表1に示す車両等は、それぞれの法令等に適合しなければならない。

表1－法令等

車両等	法令等
その他の車両等	自衛隊の使用する自動車の保安基準等について（通達）の保安基準を準用
給油車両	消防法，危険物の規制に関する政令，危険物の規制に関する規則
救急車等	救急業務実施基準
クレーン車等	クレーン等安全規則及び移動式クレーン構造規格

2.1.2 設計・製作

車両等は，設計及び製作に当たり，運用及び環境条件を踏まえ，製作上，最も経済的で，かつ，軽量で耐久性を有する。

なお，給油車両は，航空機に対し燃料を給油するため，J．T．O．00－25－172による静電気等の発生防止対策及び各部の絶縁に留意する。

2.1.3 手入・整備の容易

車両等は，部隊における手入れ作業，部品交換等の整備が容易に実施可能とする。

2.1.4 潤滑

注油を必要とする部分には，注油回数を最小限とすることが可能な部品類を使用する。

2.1.5 絶縁能力

電気，燃料及び空気系統の部品は，設計及び材料選定に注意し，ごみ，水，その他の有害な作用に対して耐える。

2.1.6 共通部品

車両等に使用する部品は，整備及び補給の便宜上，個別仕様書の諸要求に合致する範囲内において，一般市販品を努めて使用する。

2.1.7 防水

車両等は，通常の作動状態において，強雨や路面飛まつ，湿気の凝結等の原因により偶発的に水が侵入しても機能に支障が生じない。

品 名	車両等共通仕様書
-----	----------

2.1.8 耐寒・耐熱

車両等は、温度の変化に対して、機能に支障が生じないように設計され、季節を問わず国内のあらゆる場所においても、何ら支障なく使用することが可能であるよう考慮する。

2.1.9 防せい

塗装及びめっきは、用途に応じた防せいの処理を施し、入念に仕上げ、かつ、耐久性を保持する。

2.2 材料・部品・加工方法

2.2.1 材料・部品

車両等に使用する材料及び部品は、入札時に生産継続中のものとし、努めて国定規格及びNDS並びにDSPによる規格品を使用することを考慮する。

2.2.2 加工方法

車両等として機能を発揮することが可能な方法を選択し、経済的かつ有害な欠陥を生じないように考慮する。

2.3 塗装

2.3.1 一般

塗装を必要とする部分の仕上がりは、その素地に堅固に塗料が付着し、乾燥した被膜の層がその物体全面にわたって一体として完成され、外気から素地を絶縁させ、その被膜は、堅ろうで色調、つや及び平滑性を持っていなければならない。

2.3.2 塗料

車両等に使用する塗料は、個別仕様書において指定するほか、努めて日本産業規格に適合するものを適用する。

2.3.3 塗色

車両等の塗色は、NDS Z 8201又は一般社団法人日本塗料工業会の“塗料用標準色”により、個別仕様書において指定する。ただし、マンセル記号による表示は、参考値であることに留意するほか、次による。

- a) 車体外部の塗色は、J. T. O. 36-1-3の第Ⅱ節2-1.による。
- b) 車体外部以外の塗色は、J. T. O. 36-1-3の第Ⅱ節2-2.による。

2.3.4 色見本

色見本は、図1を基準とし、作成する。

品 名	車両等共通仕様書
-----	----------

2.4 製品の表示

2.4.1 銘板

銘板は、次による。

- a) 1種銘板 1種銘板は、C&LPS-Y00007の2.4.2によるほか、次による。
 - 1) 材料は、金属製とする。
 - 2) 記載例は、図2-1及び図2-2による。
 - 3) 取付位置は、努めて操縦室内とし、これによりがたい場合は、操縦室の内外を問わず、視認が容易な位置とする。
 - 4) 物品番号欄は、個別仕様書において物品番号を指定する場合のみ、記載する。
- b) 3種銘板 3種銘板は、市販型以外の車両等を調達する場合に、取扱上及び整備上の注意事項を記入した注意板を、NDS Z 8011に基づき、取り付ける。
 なお、レバー等の頭部に名称、方向などを明示する。

2.4.2 契約不適合の修補等請求期限の表示

契約不適合の修補等請求期限の表示は、C&LPS-Y00007の2.4.3による。

2.4.3 標識

標識は、J. T. O. 36-1-3の第Ⅲ節により表示する。ただし、基地等の略号、部隊等の略号及び一連番号は、表示しない。

2.4.4 自動車番号標

自動車番号標は、個別仕様書で指定する場合、表2の区分に基づき、取り付ける。

品 名	車両等共通仕様書
-----	----------

表 2 一区分表

自動車番号標の区分	自動車番号標等の規格
車両法適用除外指定の車両 ^{a)}	訓令第5条 別表第1 “自動車番号標（二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）” による。
車両法適用車両	道路運送車両法施行規則の車両番号標の規格による。
その他の車両等 ^{a)}	訓令第5条 別表第1 “自動車番号標（二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）” を準用する。ただし、軽自動車の規格のものは、“自動車番号標（二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車用）” を準用する。
注 ^{a)} 車両等を納入する契約の相手方は、自動車番号の付与手続について、完成検査の70日前までに、補給本部需品部需品第1課長の指示を受け、自衛隊の使用する自動車の番号、標識及び保安検査に関する達の別紙第1-1又は別紙第1-2 “自動車番号付与指示（要求）書” を1部提出しなければならない。	

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、商慣習によるほか、輸送途中に、破損のおそれのある物品は、取り外して別こん包とする。

なお、破損、損傷及び発せい等が生じないように包装する。

4.2 包装の表示

包装の表示は、商慣習によるほか、次の項目を表示する。

- a) 調達要求番号
- b) 契約品名
- c) 認証番号
- d) 物品番号
- e) 単位及び数量
- f) こん包番号
- g) 質量 (kg)
- h) 寸法 (縦×横×高さcm)
- i) 納入年月

品 名	車両等共通仕様書
-----	----------

j) 納入業者名

k) 取扱上の注意事項

l) その他の必要事項

5 その他の指示

5.1 提出書類等

5.1.1 類別原資料

類別原資料は、C&LPS-Y00007の4.1.1による。

5.1.2 取扱説明書等

取扱説明書等は、表5によるほか、次による。

- a) 契約の相手方は、取扱説明書等を作成提出するために、契約締結後、速やかに補給本部計画部整備課長及び需品部需品第1課長と調整しなければならない。

なお、取扱説明書等の納入に先立ち補給本部需品部需品第1課長宛てに各1部を提示〔納入実績がある場合は、図書名、図書番号(Pub.No.)、発行日付の写しを提示〕し、C&LPS-Y00007の表4により、“調整票”を作成し、審査を受ける。

- b) 審査後、取扱説明書等を、審査を受けた“調整票”とともに、表5“第4補給処木更津支処提出分”により、第4補給処木更津支処長（保管課長気付）宛てに提出する。

5.1.3 車両法適用除外指定等申出関連書類

車両法適用除外指定等申出関連書類については、次による。

- a) 車両法適用除外指定 契約の相手方は、個別仕様書において、自動車番号標の区分を車両法適用除外指定の車両と指定する場合は、訓令第23条に基づく手続のため、次の書類を、完成検査の70日前までに補給本部長（需品部需品管理課長気付）宛てに1部提出する。ただし、既に適用除外指定を受けた車両と同一型式の範囲のもの及び大型特殊自動車並びにこれによりけん引される被けん引自動車を納入する場合は、2)～6)の提出を省略してもよい。

- 1) 適用除外指定等申出書 様式は、表6による。
- 2) 適用除外指定申出申請書 様式は、訓令別記第2号様式による。
- 3) 主要諸元表 様式は、訓令別記第3号様式とし、記載要領は、自動車型式認証実施要領について（依命通達）の別添“自動車型式認証実施要領”の附則5“自動車等の諸元表の記載要領”を準拠する。
- 4) 車体番号表 様式は、訓令別記第4号様式による。
- 5) 外観四面図 様式は、任意とし、3)で記載した寸法をすべて網羅する。

品 名	車両等共通仕様書
-----	----------

- 6) 走行軌跡図 様式は、任意とする。ただし、提出は、連結車（セミトレーラ）の場合に限る。
- b) 保安基準緩和認定 契約の相手方は、個別仕様書において、車両法又は訓令への適合を指定する場合で、車両法は、道路運送車両の保安基準第55条、訓令は、自衛隊の使用する自動車の保安基準等について（通達）の保安基準第4の第1号、第5号又は第6号に定められた要件に該当する場合、保安基準の緩和の認定を申し出ることが可能である。この場合、完成検査の70日前までに、次の書類を、補給本部長（需品部需品管理課長気付）宛てに1部提出する。
- 1) 適用除外指定等申出書 様式は、表6による。なお、a)の申し出をする場合は、a) 1)にまとめてもよい。
 - 2) 保安基準の緩和に係る認定申請書 様式は、自衛隊の使用する自動車の保安基準等について（通達）の別記様式による。

5.1.4 危険物貯蔵所設置許可申請書関連書類

給油車両を納入する契約の相手方は、個別仕様書において指定する場合、消防法に基づく危険物貯蔵所設置許可申請に必要な表3の書類を提出しなければならない。

表3－危険物貯蔵所設置許可申請書関連書類

書類名	提出時期	提出先	部数
移動タンク貯蔵所構造設備明細書 外観三面図 タンク構造図 配管概略図 安全装置構造図 防護枠取付構造図 底弁及び閉鎖装置構造図 静電気除去装置構造図	契約締結後 速やかに	器材出納主任	納入車両数×2

品 名	車両等共通仕様書
-----	----------

5.1.5 完成写真

契約の相手方は、納入時、補給本部長（需品部需品第1課長気付）に完成写真（四面、右前方45度及び室内の電子画像データ）を1部提出する。ただし、本件について納入実績を有する場合で、前回納入時と全く同じ車両の場合は、提出を省略してもよい。

5.1.6 車両等主要諸元資料

契約の相手方は、納入時、補給本部需品部需品第1課長の指示を受け、表7を1部提出（郵送可）する。ただし、本件について納入実績を有する場合で、前回納入時と全く同じ車両の場合は、提出を省略してもよい。

5.2 官給品・貸付品

官給品及び貸付品は、C&LPS-Y00007の4.2による。

5.3 自動車検査証

契約の相手方は、補給本部需品部需品第1課長の指示を受け、自動車検査証を車載する。

5.4 車両法適用車両の登録手続等

5.4.1 車両法適用車両の登録手続

車両法に基づく登録手続は、次による。

- a) 自動車損害賠償保障法に基づく保険への加入及び自動車重量税の納付は、官側が行う。
- b) その他必要な手続は、契約の相手方が行う。
- c) 契約の相手方は、納入先部隊の器材出納主任から、自動車重量税印紙を受領する。

5.4.2 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく手続

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく手続は、全て契約の相手方負担により行う。

なお、納入時、リサイクル券を、納入先部隊の器材出納主任に引き渡す。

5.5 車歴簿

契約の相手方は、納入に当たり、補給本部需品部需品第1課長の指示を受け、車歴簿を車載する。

5.6 附属品・予備品

附属品及び予備品は表4によるほか、必要に応じ、個別仕様書により指示する。

なお、予備品は、契約履行上必要があるときは、本体構成品と交換した状態で納品することが可能である。

品 名	車両等共通仕様書
-----	----------

表 4－附属品・予備品

名称	数量	単位	注記
取扱説明書等	1	S E	表 5 “車載分” による。
附属工具	1	S E	製造会社仕様
予備品	1	S E	製造会社仕様

5.7 装備品等不具合報告（UR）対策

装備品等不具合報告（UR）は、C&LPS-00007の4.4 による。

5.8 情報の保全

契約の相手方は、個別仕様書において指定する場合、契約の履行に当たり、知り得た保護すべき情報について、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）に基づき、適切に管理しなければならない。

5.9 リコール等の通知

契約の相手方は、リコール等を行う場合は、速やかに補給本部需品部需品第1課長に通知しなければならない。

表 5－取扱説明書等

名称	提出方法	部数		
		車載分 ^{b)}	第4補給処木更津支処提出分 ^{c)}	
			初回	2回目以降
取扱説明書	印刷物又は電子データ ^{a)}	1	4	0 ^{d)}
整備解説書 ^{e)}				
部品表				

注記 作成要領 会社刊行技術資料，社内編集企画により作成する技術資料及びカタログを総称したもので，調達する装備品等の性能諸元，取扱操作，整備書又は修理書，電気配線図及び部品目録を含む内容を邦文で詳述する。

なお，既に刊行の取扱説明書がある場合で，その内容が要領に合致しないときは，補給本部計画部整備課長及び需品部需品第1課長と調整の上，指示を受ける。

注^{a)} 提出方法が電子データによる場合は，電子媒体（CD又はDVD）に保存し，最新の定義ファイルに更新されたウィルス対策ソフトにより，コンピューターウィルスの感染がないことを確認し，提出する。細部については，補給本部需品部需品第1課長と調整の上，指示を受ける。

注^{b)} 車載分については，車両等の附属品として納入する。

注^{c)} 第4補給処木更津支処提出分の提出時期は，車両等納入の1か月前を原則とする。

注^{d)} 2回目以降，取扱説明書等の内容に変更がある場合は，補給本部需品部需品第1課長と調整の上，初回の部数を提出する。

注^{e)} 整備解説書は，F A I N E Sにより整備情報の閲覧が可能な場合は，車載分及び第4補給処木更津支処提出分ともに提出は不要とし，F A I N E Sの閲覧画面を印刷したものを5.1.2 a)の調整票に添付する。

表 6 ー適用除外指定等申出書の様式

年 月 日

航空自衛隊 補給本部長 殿
(需品部需品管理課長 気付)

(申請者)

住 所 :

会社名 :

担当者 : ○○ ○○

連絡先 : 00-0000-0000

適用除外指定等申出書

標記について、下記のとおり申し出ます。

1 申出事項^{a)}

(1) 車両法適用除外指定

[☐新規 ☐変更 ☐省略 (理由 : ☐既指定 ☐大型特殊自動車・その被けん引自動車)]

(2) 保安基準緩和認定

[☐新規 ☐変更 ☐既認定による省略]

2 対象の車両等

(1) 車名 :

(2) 型式 :

(3) 品名 :

3 対象の調達要求番号及び数量

調達要求番号	数量	備考

4 完成検査予定日

年 月 日^{b)}

5 その他^{c)}

注^{a)} 申し出する事項にチェックを入れる。

注^{b)} 完成検査予定日は、本紙提出日の70日後以降とするほか、完成検査官と調整を行い、受検可能な時期を記入する。

注^{c)} その他の事項は、必要な事項を記入するほか、既指定により省略する場合は、指定を受けたときの調達要求番号を記入する。

表 7 一車両等主要諸元資料の様式

一般諸元	乗員：	名		排出ガス規制値または認定値
	車両重量：	kg		CO/NMHC/NOx/PM g/km
	最大積載量：	kg		
	車両総重量：	kg	トランスミッション	製作会社：
	荷重分布			型式：
	空車時前輪：	kg		変速比 1 速：
	空車時後輪：	kg		変速比 2 速：
	積載時前輪：	kg		変速比 3 速：
	積載時後輪：	kg		変速比 4 速：
	全長：	mm		変速比 5 速：
	全幅：	mm		変速比 6 速：
	全高：	mm		変速比 後退：
	キャブ全高：	mm		
	荷台（内寸）長×幅×高：		ブレーキ	種類・形式：
	× ×	mm		前：
	トレッド（輪距）前輪：	mm		後：
	トレッド（輪距）後輪：	mm		
	ホイールベース（軸距）：	mm	タイヤ	サイズ及 前輪：
	最大けん引力：	kg		び数量 後輪：
	重心高：	kg		予備：
				空気圧 前輪：
				後輪：
				予備：
性 能	最高速度：	km/h		
	登坂能力 $\tan \theta$ ：			
	最小回転半径：	m		
	制御距離：	m(初速 km/h)	バッテリー	製造会社：
	燃料消費率：	m/L (km/h)		型式：
	燃料タンク容量：	L		数量：
	駆動方式：			電圧：
				容量： (時間率) Ah
エンジン	製造会社：			
	型式：		油脂類	エンジンオイル容量：
	燃類：			オイルフィルター容量：
	冷却方式：			トランスミッションオイル容量：
	冷却水容量：	L		デフレーションオイル容量：
	シリンダー配列：			
	シリンダー数		特定整備該当装備	品名：
	サイクル：			型式：
	燃焼室形式：		品 名	
	弁配置：			
	内径×行程：	× mm	製造会社	
	総排気量：	L		
	圧縮比：		調達年度	
	圧縮圧力：	kPa		
	最高出力：	kw/ rpm	物品番号	
	最大トルク：	N-m/ rpm		
	機関寸法（長×幅×高）		技術指令書番号	J. T. O. .
	× ×	mm		J. T. O. .
	機関整備重量：	kg		J. T. O. .
	CO ₂ 排出量	g/km		J. T. O. .
				J. T. O. .

注記 記載する項目については、車両の種類や用途に応じて必要な諸元や性能等を、任意に変更してもよい。

なお、原動機（電動機付き）は、表 8 を提出する。

表 8 一車両等主要諸元資料の様式（原動機（電動機付き））

原動機（電動機付き）	製造会社：	
	型式：	
	最大出力：	
	最大トルク：	
	機関整備重量：	kg
バッテリー（電動機）	製造会社：	
	型式：	
	電圧：	
	容量：	kWh
	充電ソケット形状：	
	充電時間：	
	充電に必要な電圧：	
	充電に必要な電流：	

注記 記載する項目については、車両の種類や用途に応じて必要な諸元や性能等を、任意に変更してもよい。

単位 mm

塗 装 色 見 本	A
仕 様 書 番 号	
色 番 号	
塗料メーカー名 (工場名)	
調 達 要 求 番 号	
品 名	
仕 上 げ 塗 装	

50

200

試験片の色（色見本）と NDS Z 8201 の標準色見本と拡散昼光のもとで目視により比べる。

試験片は、JIS G 3303 の表面にくもりのないものを用い大きさは、左図（200 mm × 50 mm × 0.3 mmのものとする。）の片面に試料を塗装する。

なお、塗装方法の順序は、左図を基準とする。

A の表示（左図上部）は、仕上げ塗装の色見本の上に表示する。

図 1－色見本

防衛省	
業務車 1 号	
物 品 番 号	
年 月製	
○×自動車株式会社	

図 2 - 1 - 1 種銘板 (契約の相手方と実際の製造業者が同一の場合)

防衛省	
業務車 1 号	
物 品 番 号	
年 月製	
○×自動車株式会社製	
凹凸自動車株式会社納	

図 2 - 2 - 1 種銘板 (契約の相手方と実際の製造業者が異なる場合)